

議員全員協議会会議録

平成 25 年 4 月 25 日

宮 古 市 議 会

平成25年4月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(4月25日)

議事日程..... 1

出席議員..... 2

欠席議員..... 2

説明のための出席者..... 2

議会事務局出席者..... 2

開 会..... 4

説明事項（１）..... 4

説明事項（２）..... 47

協議事項（１）..... 48

協議事項（２）..... 49

協議事項（３）..... 23

閉 会..... 24

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成25年4月25日（木曜日） 午前10時00分
場 所 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- （1）「すまいの再建」に係る支援策について
- （2）固定資産評価員の選任について

〔協議事項〕

- （1）第6回議会報告会について（開催日程、役割分担、会場抽選など）
- （2）政務活動費の使途基準について
- （3）その他

出席議員（27名）

1番 高屋敷 吉 蔵 君
 3番 竹 花 邦 彦 君
 6番 落 合 久 三 君
 8番 須賀原 千エ子 君
 10番 坂 本 悦 夫 君
 12番 橋 本 久 夫 君
 14番 中 里 榮 輝 君
 16番 中 嶋 榮 君
 18番 横 田 有 平 君
 20番 工 藤 小百合 君
 22番 宇都宮 勝 幸 君
 24番 古 舘 章 秀 君
 26番 北 村 進 君
 28番 前 川 昌 登 君

2番 加 藤 俊 郎 君
 5番 長 門 孝 則 君
 7番 茂 市 敏 之 君
 9番 近 江 勝 定 君
 11番 田 中 尚 君
 13番 松 本 尚 美 君
 15番 坂 下 正 明 君
 17番 伊 藤 清 君
 19番 藤 原 光 昭 君
 21番 高 橋 秀 正 君
 23番 崎 尾 誠 君
 25番 内 舘 勝 則 君
 27番 佐々木 重 勝 君

欠席議員（なし）

説明事項（1）

市 長 山 本 正 徳 君
 副 市 長 名 越 一 郎 君
 復興推進課長 滝 澤 肇 君
 市民生活部長 熊 谷 立 行 君
 保健福祉部長 中 村 吉 徳 君
 産業振興部長 佐 藤 日出海 君
 都市整備部長 高 峯 聡一郎 君
 復興推進課副主幹 川 原 栄 司 君
 復興推進課主事 加 藤 敏 也 君
 建築住宅課主査 中 西 秀 彦 君

副 市 長 山 口 公 正 君
 総務企画部長 坂 下 昇 君
 財 政 課 長 野 崎 仁 也 君
 生 活 課 長 山 崎 忠 弘 君
 福 祉 課 長 上 居 勝 弘 君
 農 林 課 長 菊 地 俊 二 君
 建築住宅課長 中 洞 悟 君
 復興推進課主査 山 崎 祥 君
 建築住宅課主査 菅 野 和 巳 君

説明事項（2）

市 長 山 本 正 徳 君
 副 市 長 名 越 一 郎 君
 総 務 課 長 山 根 正 敬 君

副 市 長 山 口 公 正 君
 総務企画部長 坂 下 昇 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 中 村 俊 政

次 長 佐々木 純 子

主 任 菊 地 政 幸

主 任 高 村 学

開 会

午前10時00分 開会

○議長（前川昌登君） おはようございます。

ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は27名でございます。全員出席でございますので会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 「すまいの再建」に係る支援策について

○議長（前川昌登君） 説明事項の（１）、「すまいの再建」に係る支援策についてを説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） おはようございます。

それでは、宮古市の「すまいの再建」に係る追加支援策につきまして説明をさせていただきます。

昨年12月に被災された方々が一刻も早く住まいの再建をなし遂げられるよう、市といたしまして3つの新たな独自支援策を取りまとめ、12月市議会定例会におきまして関連する予算をお認めいただいたところであります。ご案内のとおり、このたび津波被災地域住民の定着促進のため、約44億円の震災復興特別交付税が追加交付されたことに伴い、「すまいの再建」支援策の追加支援策につきまして検討を行ってまいりました。その内容について、本日お示しをするものであります。

資料の1ページをお開き願います。

今回、追加配分されました震災復興特別交付税につきましては、国及び県が支援策の考え方を例示いたしております。まず、対象となる住宅につきましては、津波により被災した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないものとなっております。対象とする経費は、住宅建築に係る利子相当額、宅地のかさ上げ経費、移転経費などとなっております。

右下の図をごらんいただきたいと思います。

①の建築基準法に基づく災害危険区域に指定された場所に居住し、被災を受けた方が、②、③、④に示す地域に移転する場合には、防災集団移転促進事業等の国の制度による支援が受けられます。一方で、②の地域で現地再建する場合、または②の地域から③の津波の浸水のなかった他の地域や、④の防集で造成する高台等に移転する際には支援制度がない状況となっております。そこで、今回の市の独自支援制度の追加検討に当たっては、これらに該当する方々の、いわば既存の制度間のすき間を埋める支援について検討をいたしました。その結果が資料2ページにあります3つの追加支援策であります。

まず、対象者と期間について説明をさせていただきます。

対象者につきましては、東日本大震災で被災された方のうち、宮古市内において住宅を再建される方といたしております。実施期間につきましては、平成28年度までと考えておりますが、復興事業の進捗を踏まえ、この期間は柔軟に対応してまいりたいと考えております。なお、それぞれの支援制度につきましては、遡及適用できるものといたします。追加支援策の1つ目は、被災者の住宅建築・購入費用の負担軽減により住まいの再建を促進することを目的とした宮古市被災者すまいの再建促進事業のかさ上げ補助であります。2つ目は、住まいの再建に当たり、地域木材の利用促進を図り、地域への波及効果を生み出すことを目的とした宮古市地域木材利用住宅推進事業であります。3つ目は、被災者の住宅建築・購入に係る住宅ローンの利子負担を軽減し、

住宅再建を促進することを目的とした宮古市定住促進住宅建築利子補給事業であります。この事業は新規事業となります。

それでは、3つの追加支援策の具体について説明をさせていただきます。資料は3ページになります。

1つ目は、宮古市被災者すまいの再建促進事業の追加かさ上げであります。今次、震災により居住する住宅が全壊し、または解体されたことにより被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給しており、宮古市内に住宅を建築または購入することにより被災者生活再建支援金の追加支援金を受給した方を対象といたしております。この事業につきましては、被災した方が宮古市内で住宅を新築または購入する場合、複数世帯100万円、単数世帯75万円を補助する市独自支援策を前回制定しておりますが、今回はさらに同額を追加かさ上げして補助しようとするものであります。このことにより、市独自のかさ上げ補助といたしましては、複数世帯が200万円、単数世帯が150万円の補助となります。

2つ目は、宮古市地域木材利用住宅推進事業の追加かさ上げであります。資料は4ページになります。

宮古市内に新築・増築する専用木造住宅または店舗、事業所等の併用木造住宅に対しまして建築材全体の80%以上かつ10㎡以上の地域材を使用する。地域材の2分の1以上が宮古市内で伐採された木材であるという2つの要件を満たす場合、前回の独自支援制度で制定いたしました補助金60万円に、さらに追加かさ上げとして40万円を補助するというものであります。これによりまして、地域材を使用した木造住宅等を新築した場合、合計で100万円の補助となります。

3つ目は、宮古市定住促進住宅建築利子補給事業であります。この事業は、今回新規にお示しする事業となります。資料は5ページになります。対象といたしましては、従前の居住地が災害危険区域に指定される以前に持ち家により住まいを再建した方。漁業集落防災機能強化事業、土地区画整理事業に該当する方、そのほか東日本大震災に起因する津波により住まいが全壊または大規模半壊等の被害を受けたことにより、住宅を解体した方のうち、市内において新たに住宅の建築・購入をする方。平成25年4月1日時点において、生活再建住宅支援事業住宅ローン新築に係る利子補助を受けている方を対象といたしております。補助額であります。住宅の建築購入に当たり金融機関から借り入れした利子相当額について250万円を上限に補助いたします。この250万円を上限とする理由でございますが、住宅ローンの借り入れ額を1,500万円、利率を1.3%、借り入れ期間を25年と想定してシミュレーションをいたしました。利子相当額が250万円となるものであります。なお、備考として記載しておりますが、本事業は県の事業として実施してまいりました生活再建住宅支援事業の住宅ローン新築に係る利子補助が平成25年度から市に移管されることに伴い、要綱改正により運用してまいりたいと考えているものであります。事業に係る所要額でございますが、資料は6ページになります。

宮古市被災者すまいの再建促進事業の追加支援分で約12億1,475万円、宮古市地域木材利用住宅推進事業の追加支援分で4,800万円、宮古市定住促進住宅建築利子補給事業で30億7,500万円を見込んでおり、今回の追加支援策に係る事業費といたしましては3事業合わせまして、平成28年度までの5年間で約43億3,000万円強の事業費を見込んでおります。12月に制定をいたしました当初の独自支援策と今回の追加支援を合計いたしますと、市の独自支援策の合計は57億2,850万円と見込んでおります。財源につきましては、当初配分されました震災復興特別交付税33億円と、今回追加配分されました44億円の震災復興特別交付税、合計77億円を企てることとして考えております。

以上、説明といたします。本事業の実施により応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災者の方々が早期に恒久的な住まいを確保し、震災前の生活を取り戻すことができるよう、加えて市の復興の加速化につ

ながるよう望むものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について、何かご質問があれば。

松本議員。

○13番（松本尚美君） プラスアルファの支援策ということで評価をしたいと思っていますが、確認の意味でちょっとお尋ねをしたいのですけれども、5ページの定住促進住宅の建築利子補給事業、新規支援事業ですが、この対象になる方の定義に、東日本大震災に起因する津波に限定している理由は何かございますか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） そもそもの県の規定がこういうようなことになっておりましたとともに、津波の被害以外の、地震による被害というものがほとんどなかったということで、こういう立てつけになっております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） すみません、100%じゃありません、あります。地震によって倒壊はしていませんけれども、半壊判定を受けて解体をすることによっての全壊という方がいらっしゃるの事実なのですが、これは把握しないで、その方は対象にならないということですか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） そういった方々が申請をされる場合は対象とする方向で検討したいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 検討というよりも、私は対象とすべきだと思います。検討の余地はないですよ。たまたま、宮古を含めて沿岸地域は確かに99%以上ですか、限りなく100%に近い方々は津波による被害ということは事実だと思うのですが、100%に満たず、あと本当に少ない数かもしれませんが、地震による被害ということも当然あるわけです。ですから、これは検討じゃなくて対象とするということにすべきだというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） ただいま松本議員からそのようなご指摘受けました。そのように該当するものとして取り扱わせていただきます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） それから、この6ページの所要額ということが示されています。それで、真ん中の2つ、浸水宅地と地域木材は、これはこれにしてちょっと比較はしませんけれども、その新築購入の場合も総額が24億2,950万円総額です。一方で、この一番下段にあります利子補給事業、これが30億円を超えるわけです。そうすると、考え方だろうとは思いますが、借りに頼らないで何とか今までの蓄えを活用して、そして年齢的なものもあるし、何とか自力で再建をしたいという方とのバランスの問題です、額の。当然、借りに頼らないとこの利子補給受けられません。自主財源で頑張って再建をする、その方には今度額のバランスからいっていかがかな。やること自体は悪いと言っているのではないです。そういった方が、当然こういった総額でいけばマックスで250万円ということですよ。ですから、私はかなり大きな支援だと思うのですよ。そうすると、一方で借り入れる人は総額でこれくらいの支援が受けられる。頑張って蓄えたものの中でぎりぎり再建をしたい、年齢的にも借り入れて返済期限、後継者もない。こうなると、そこで本当に支援策としてバランスがどうなのかなという思いがするのですがどうでしょうか、市長。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 自己資金がある方は、その自己資金で再建できますが、自己資金がない方でもその利子の分が負担にならないようにする意味でこういう制度にしたものでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 市長がおっしゃっているのは、それはわかるのです。それはわかった上で今どうなのかなという疑問というか、本当にこれは平等なのかなというふうに思うのです。確かに、借り入れする額もそれぞれ額はそれぞれだと思うのですけれども、でもそういう意味での平等性は、借りの方々の中には当然あると思うのですよ。ところが、借り入れをしないで頑張っている方について、基礎支援金含めてですよ、国の基礎支援金なんかもこれは自己資金でやるのかないか関係ないのです。一律同じ支援です。ですから、額のこのバランスからいってどうなのかなというのが、私はちょっと疑問に、こういうことをしてはいけないということではないですよ、利子補給してはいけないという意味じゃないです、バランスがどうなのかなという意味なのです。収入にも当然これ制限ないのですよね。

〔発言する者あり〕

○13番（松本尚美君） ないです。ですから、極端に言えば借りの必要がない人も借りたほうがメリットが逆にあるのかな、ないのかな、その辺の判断は選択肢だろうと思うのですけれども、そういうところ額から言っていかがかな、どうかな、何とかこうベースをもっと平等性を保てるような方策ができないのだろうかという思いがするのですが、私が感じている素朴な疑問、どうお考えか。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） すみません、この財源にしております震災特別交付税なのですけれども、こちらのほうのまず積み上げのほうで、やはりその防集とか、あとがけ近で利子補給の対象になっていない方々と、その防集とかがけ近の対象になっている人、っていない人でこの利子補給の部分でまず差があるということで非常に不公平感が強いということで、まずそこを埋めましょうということで国のほうから来ているわけです。なので、まずそこはやらないといけないということで、その250万円を上限にした部分を制度化しております。その額の積み上げを見た上で、まださらに余裕があるということですので、そこで皆さんに平等にということでその100万円、単数世帯は75万円ですけれども、それをかさ上げしようというふうなことです。まず国のほうで制度間の負担をまず埋めてほしいということで来ているので、そちらをまず優先せざるを得ないと。その後、余ったお金を皆さんに平等に配りましょうということです。議員のおっしゃることもわかるのですが、一応そういう形の立てつけで制度化されて額が積み上がっているということを我々も配慮して、こういった案をつくっているということです。ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） それも今聞けばそのとおりで理解はするのですよ。ただ、素朴な疑問としてもっとあるのですよ。額は250万円マックスにしても、一方ではこういう金額の部分でいけばどうなのかなという思いがしたので、改善ができないかなという思いがしています。そこからもう一点、今回加えてプラスアルファが利子補給等を除いて基本的に100万円プラスになる、大いに結構だと思うのです。ただ残念ながら、これ前にもちょっと触れたことがあるのですが、資材の高騰です。これがまたまたこう追いかけてくると。足してもまだ目減りしてくるという現実にあります。建築資材関係も5月には主要な資材の値上げが通告されています。木材

関連も値上げが通告されています。生コンに至ってはもう震災前の倍増するような勢いで高騰しています。人件費等についても見直し、これは公共事業を含めてでしょうけれども、もう右肩上がりに伸びています。消費税も悩ましいのですけれども、いずれどこまで足せばいいのかということも悩ましい課題だと思います。ですから、私やっぱり国にもこの震災地域といいますか、自治体とかそういった分については特に被災者中心だろうと思うのですけれども、このグループ補助金の悩ましい問題もです、もうスライドしないのですよね。ですから、これからの方々は本当にその3分の2含めてこういった支援をいただきながら成形ができていくかという、一方でどんどんこの資材が上がってコストが上がってくるという悩ましい問題がありますから、これぜひ国に対して強く、この資材の供給も含めて、もっと安定的に、量を確保するだけではなくて安定的にコストも考えていただくような方策、もしくは国全体として、それはアベノミクスでも円安でもそれでいいのかもしれませんが、やっぱり今これ足を引っ張ってくるわけです。ですから、これ強くやっぱり要望して何らかの対応していただくことをやっぱり要望すべきだと思います。ちょっと脱線するかもしれませんが、どうでしょう、市長。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） おっしゃるように情勢が変わってきていますので、それなりにやはり対応していかなければならないというふうには思っております。その意味におきまして、国とか県とかちょっと連携しながらしっかり要望すべきは要望しながら、実情をやはりしっかり伝えるということが大事だと思いますので、そういうふうなことをしていきたいというふうに思っています。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） まず、今回の追加支援策についてであります、期間を平成28年度までとプラス適及適用ありということは、これは極めて当然のことだということで評価をしたいと思います。その上で、今回ご説明をいただいておりますいわばその対象戸数についてお尋ねしたいと思いますが、1,230戸というようなことが一応想定戸数としてあり、なおかつ柔軟に対応するというお話であります、参考までに伺いますが、この1,230という押さえ方です、これは端的に言いましてどういうことでこの1,230を数字として押さえたのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 上居福祉課長。

○福祉課長（上居勝弘君） お答え申し上げます。

この数字につきましては、平成23年、おとしの10月に基礎支援金を受給している世帯4,072世帯でございます。この数字がベースになっておりますが、この時点でのアンケート調査が新築をしたいと希望しているというアンケート調査の結果が3割でございました。ですから、この基礎支援金を受給している世帯に3割、単純でございますけれども、当時の部分なので、3割を掛けて1,230という数字が出てございます。その1,230が世帯がずっと今まで来ているという部分でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） 宮古市内には2,010戸の家屋、仮設が整備をされまして、大体おおむね1,700世帯が入っておられるというふうに記憶しています。一方では、その市内の民間賃貸の、やはりみなし仮設、これは大体580世帯というふうに記憶をしているわけなのですが、そうするといろんな事情で本来の自分の住まいから離れて仮の住まいをされている方が、主要な部分ではもう2,300近く現時点では生じているのかなと。もちろん、この中には山田から来ている方もいますし、さまざまな宮古市外の方も入られるというふうに認識をしており

ますが、この方々が最終的に仮設を不要としなくなるのは本来で見れば、この住まいの再建の、私はその改正した姿だろうと思っているのです。そうしたときに、一方では県と宮古市とでこれから整備をしようとして考えておりますいわゆる災害公営住宅、これはおおむね約1,000、四捨五入しますので。そうしますと……。

〔発言する者あり〕

○11番（田中 尚君） ごめん、記憶違いでした、ごめんなさい。

約800近い数だというように記憶をしております、そうしますと2,200から800を引きますと1,400、そのうちの意向調査で1,200、そうすると残りはそれぞれいろんな事情で本来の自分の家が若干残っているとか、そういうところにいずれは移っていくというふうな理解になるのか、その辺のところちょっと知りたくてこういう質問をしているのですが、その辺はどのように把握されているのか伺います。

○議長（前川昌登君） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷立行君） 先ほど、田中議員さんのおっしゃったとおり、現在市内の仮設に1,610世帯、みなしに577、市外の仮設に91、これだけ足していきますと2,278、大体2,300ということでございます。それから、災害公営の希望793、そして新築希望の1,230というものからこれを引くとやはりご指摘のとおり250か300ぐらいの部分がまだ不明ということなので、その分の動向については被災者支援のほうでもさまざまな聞き取り調査とかそういう部分で、災害公営に行くのか自宅を再建するのか、そういう部分も詰めていって最終調整に入っていかなければならないと思っています。また今後、引き続き関係課とともにそういう把握に努めるとともにアンケート調査をやらなければならないということは実態として感じておりますので、早急にそういうことを進めて、制度を高めて被災者が再建、恒久的な住宅に入れるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） ありがとうございます。

プラスです、その融資の件が大変大きいという認識をしておるわけではありますが、肝心のその融資が受けられないという問題も、一方では65歳以上は原則金融機関は融資の対象としませんよというのが、大体金融機関の常識としてあります。そこから金融機関のほうが提案しているのは、じゃ、子供さんがいるでしょうと、2世代ローンで組んだらどうですか。しかし子供は東京にいたりか仙台にいたりかということになりますとなかなかそれも現実問題きついお話が出てくると。この辺は、せっかく手厚い利子補給制度を用意しても、今高齢化が進んでおります当地域においては、結局はその方々がもう災害公営住宅に行かざるを得ないというふうにやっぱり客観的な状況があるように私、思っているのですが、その辺はこの状況把握としてどのように受けとめておられるのか。お金を借りるタイミングというのはあくまでも、この方、その方の収入によりますから。1,500万円、融資を受けられるというのはやっぱりそれなりの所得のある方でないとなかなか受けられないということもありますので、まずその辺はどういうふうにお考えかちょっと参考までにお聞かせいただければと思います。子供と組める方はいいですよ。そうでない場合には、やはり今言えることは、公営住宅、あと10年たったら今、仮に800近くつくっても相当の数が減るだろうということが予想されております。これは、宮古市に限りません。1世帯当たり大体2,000万円のコストで公営住宅を整備するというのが今行政が考えているスタンスでありますよね。そうすると、公営住宅の行政コストは2,000万円、1世帯当たり掛けるんだけれども、一方の自力で家を建てるという方々に対しては300万円、国の制度とすればですよ、これにさまざまな交付金から市がいわば知恵を尽くしての今の施策の基礎案というのが今の状況だなと私はそういうふうに理解をしている

わけでありまして、大事なことは今回の44億円のその交付を抜いても、やはりこれはできるだけご自身での自力をサポートしようと、つまり公営住宅も結構なんだけれども、後々行政コストが、建物が残る以上はずっと維持コストがかかってくるわけですね。それであれば思い切って市民の皆さんの資産形成の意欲を促してしっかりと将来、市の税収につながるような施策を、こっちのほうに切りかえようというのが私は非常に正しい選択だろうなと思っているのですが、私はその一環として今回の制度を、市の考え方を受けとめているわけなのですが、その辺の環境もありますので、参考までにちょっと考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（前川昌登君） 中洞建築住宅課長。

○建築住宅課長（中洞 悟君） 今、田中議員さんがおっしゃった部分で、全般的ではございませんけれども、まず災害公営住宅に関しましては、確かに全体で793戸、県と市で半々という格好で、管理するとすれば今確定してございませんけれども、200足すと700くらい、そうすると1,700くらいが市の管理になってくると、市営住宅と合わせれば。だから、その部分というのは、現在の長期住宅コストでございますけれども、そのストックでございますけれども、その部分で将来市営住宅というのはすごく古くなっているのもございます。10年後ぐらいをめどに、またもとの部分の数に変えていくという部分がございますので、先ほどおっしゃったとおり2,000戸というもののコストをかけていくという考えはございません。

あともう一つ、利子補給の部分でございますけれども、おっしゃったとおり2世代のローンとかいろいろございます。そして、現在、1,700万単位というのが平均的な借入額でございます。そして、平均1.29、1.3%で、0.8から2.7%ぐらいの間の実績がございます。ただ、今おっしゃったとおり、65歳以上でお金を借りることができないというのも事実でございます、一般的には。そうしますと、それを無理して借りる方向よりも、例えば災害公営住宅に住むという選択肢というのは個人の考えだと思います。あと生活設計等もございますので、そこを借りて返済するという方法もあると思いますけれども、自分たちの選択肢に任せるという、ただそれを支援していくという考え、利子補給の場合は考えてはございます。これ、一部の答弁でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） ですから、この悩ましい選択の結論は、できるだけ融資を必要としなくても十分住めるだけの家が確保できるというふうにすることに一番の解決策があるのかなというふうには私は考えております。そのこととも関連するのですが、例えばさっき課長のお答えの中にありました大体おおむね1,700万円というお話があったのですが、この地域型復興住宅に代表されますように、じゃどういう家を建てようとするの、こうなったときに、今実績を上げているのは大手のハウスメーカーです。大体8割ぐらいがこの間被災された方々が利用された建築メーカーだ。もちろん、資本主義社会ですから、最終的には自由競争で建て主の希望が最大限尊重されなければならない、このことは言うまでもありませんが、一方では宮古市の場合には、今度できるだけ地域に経済を繁栄させていこうということで、今回も地域の特産材といいますか、地域で生産される木材でやっぱり奨励策をそういう中でやっていこうということなのですが、これモデルとして例えばもったこの地域型復興住宅を例に、これ奨励じゃないですよ、例えばこのケースでこの建物の場合だと、今回のこの制度によってこれくらいの支援金が可能なですよというのが出てこない、なかなか制度を受けてもそれぞれの方々がちょっとこう建築のイメージが湧かない。そこへいくと、大手のハウスメーカーは非常に微に入り細に入りなのです。じゃやろうと、こうなっちゃう。ここが何かどうも動きとして見えないなと思っております。

加えて、県が作りました資料によりますと、これは国交省の、今回都市整備部長さんにお見えになっておられますけれども、国のほうのそのパンフレット、これ県がつくったやつなのですが、それを見ますと、国土

交通省が認定したチーム、これに頼むとさらに100万円上乗せができるのですよというのがあるのです。これは私も実際にそういう資料を見てびっくりしたのですが、これは宮古市内には該当する事業所がないというふうに聞いております。国交省が認定するケース会社ですよ。これは、この間私たちがいろいろ考えてきたイメージを国が先取りしているなと思っているのですが、県外では内陸だと聞いております。宮古の地域にはありません。大手の佐々木建設さんとかさまざまな建設会社ありますけれども、いずれも該当しない。何なんだこれはと私、思いがあるのですよ。そうであるなら我々もこんな機会にさまざまなチーム出ています、宮古市内にも。ところがこれ残念ながら国交省のメニューには該当しないのです。それはなぜかといいますと、国交省のメニューはこの長期優良住宅なのです。長期優良住宅を建設するということになれば、さらに100万円の上乗せが可能です。この説明を受けた被災者の方から、私のほうにお手紙をいただきました。どういうお手紙かといいますと、これはおかしいと思いますという指摘なのです。なぜかという、大金持ちに対する支援だ、必要ないんじゃないですか。私は全くそうだなと思いましたね。その前は、お話を聞く前までは、これはいいな、いろいろ地域でも、例えばさまざまな地域型住宅の提案もあるわけだから、この方々が利用すれば100万円利用できる、大手を締め出せる、私からすれば、これ一番の補償だなと思っていたら、残念ながら該当しませんでしたと言われたのです。これは国交省がそういうふうなことで、長期優良住宅というこの定義はなかなかグレードが高いんだと言うのですけれども、この間は少なくとも私はぬぐだまり住宅の家も見させていただきましたが、非常に物からしたら、私は悪くないな、長期的にもう十分管理をよくすれば使える、そういう住宅だと思っているのですが、あれ以上の優良住宅というのは一体どんな家なのだと。そんなのに対する助成金は必要なのかという疑問が生じたのですが、この辺についてはどうお考えになったらよろしいのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 中洞建築住宅課長。

○建築住宅課長（中洞 悟君） おっしゃるとおり、長期優良住宅というのがございます。それが国交省、今後はブランド化という形で、国交省が業者さんを指定しているのではございません。国交省に対して業者さんがグループ化してその事業者とか生産者とかという形で申請をいたします。申請内容が、あと業者の申請内容、あと基準がございまして、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境、住居面積、環境維持保全計画、これらがございまして、それを計画書として申請をいたしましてそれが認可されるという形になっております。おっしゃるとおり宮古市内にはございません。しかし、宮古市で長期優良住宅の認定はしております。この認定の中には、業者さんに行く以外、おっしゃったとおり100万円なり地域産材を使って120万円というのは確かに上限がございまして、ブランド事業には。それとは別に減税、所得減税なり登録免許税での減税というのは長期優良住宅の認可を受ければ申請者には出ると。そして、今おっしゃった100万円なり、工事費の1割以内を上限として100万円プラス地域産材で120万円というのはおっしゃったとおりでございます。これは、認可されたグループは、認可したとおりの計画書で国交省の承認を受けて、そのとおりできているというものがあればそういう施工者に120万円なり100万円が行くという制度でございます。

なおかつこの部分を、宮古市で現在ないとは言っていますけれども、全国的レベルで確かに宮古にある業者さんが申請してくるものもございます。ただ動きとして、今おっしゃっている、名前は出さないですけれども、そのグループもほぼそれに匹敵するような構図を持っていますので、ただ木造の構造自体にちょっと欠陥があるので、その試験を12月に試験依頼をして、その申請の準備をしていましたけれども、それを申請して認可になったかはまだ聞いておりません。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） これ、住宅は総じてやっぱり長期に使う建物ですよね。10年とか15年でまた家を建てかえるとか、そういうのは極めて特殊な例でありまして、やはり今回家を新築しようとなったら、それは最低でもやっぱり30年以上住むのが前提であれば、長期はクリアできていると思うのです。そうしますと、次は優良なのです。優良の基準をどうするかということも、これいろいろ今の環境に配慮した家だとか、いろんなことが考えられておりますので、私は少なくとも今、宮古市内で言われております幾つかのグループの住宅建築プロジェクトといいますか、チームです、こういう方々をしっかりとやっぱりサポートする、国交省の考え方に見習って、そういうのをやっぱりひとつは検討してほしいなと思ってこの問題を取り上げておりますので、国がやるのであれば私はもう宮古型ということでもいいですから、県と協議をしてやっぱりしっかりした形でぜひ地域の経済活性化に役立つような施策をして、しっかり機能できるようにしてほしい。なぜかという、例えば私、あえて名前を挙げますけれども、大和ハウス、大和ハウスは仮設で大もうけしているのですよ。一番大きく受注しているのが大和ハウスであります。大体、その時点で大手の建設会社が住宅メーカーがもう笑いがとまらないくらい受注を得ているのですよ。これが、地域のこれからやっとまちづくりが動き出して、個々の被災者が建てようというときに、やっぱりそこはその勢いで行ってしまうたら、ただでさえ疲弊している地域が本当にもうやられてしまうということですので、ぜひここは、せっかく国交省がそういう制度で助成金もありますので、そういったものもひとつ検討してほしい、これは要望といいますか、そういうことで検討に値する、価値があると思うのですが、市長どうでしょうか。市長の決意といいますか、考え方をぜひ。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 建築に限らず、さまざまな部分でさまざまな制度もあります。その中で、やはりこの復興をなし遂げていくためには、そのさまざまな制度なり、それからやり方も一つのことにこだわらないで、さまざまなものを検討しながらこの地域に合うようなものを取り入れていくようにしたいというふうに思います。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） 一つは、もう一度確認ですが、先ほど来、対象をどう捉えるか、この補助の対象。数字では1,230戸を想定しているというのですが、先ほど、熊谷部長の説明の中で、約200世帯前後が今後さらに意向調査をやった場合にどうなるかというのが残されていると。私も、そのところを市長が冒頭の部分で柔軟に対応するといった中身は、平成28年度まで、この期間についてはその時点での進捗状況を見て柔軟に対応するというふうに聞いたので、期間のことを柔軟に対応というふうに私は理解したのですが、加えて今、先ほど来、いろんな約200世帯前後の人がどうするかということがまだ定まっていない。その人が、仮に新築または購入となった場合には、この制度を柔軟に対応するというふうに理解していいでしょうか。その確認です。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） やはり、今一番問題なのは、その二百何名という方々がこれからどうするのか、災害公営住宅に行くのか、自分で新しく家を建てるなり買うのか、そういうふうなどっちにするか迷っている方々たくさんいると思うのです。その中で、こういうふうな制度をつくると、これでもって何とか自分で家を建てようとする人たちが多くなることを期待してつくっているわけでありまして。その中で28年度、さまざまな制度がありますので、さまざまな制度の区切りがちょうど28年なのです。ですので、前にも議会の討論の中でありました期間の問題、12月の定例議会にもありましたが、28年度、一応はそこで区切る形にはひと置いていますが、

その状況によってはやはりそれを先延ばしをして考えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。なるだけこの制度の中で、新しく新築、それから家の購入はできるような形でもってなればよいなというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） そうすれば、先ほどの約200世帯の人が今後どういうふうになるか。これも、要するに動くのですよね。建てたいと思っても、私も磯鷄の中でそういう人をいっぱい現実にはもう仮設には入っていて、だけど世帯主の年齢が67、奥さんもやや同じぐらい、子供たちは遠くにいる、もう定職についてなくて年金暮らしの人なんかは、建てたいんだがローンを組むという、そういうのはかなり現実的に難しい。そういう意味で、どういう何らかの、今回のような支援はそういう意味で非常にありがたい提起だというふうに受けとめますが、そういう意味で動くので、その動いた人が今回の市のさらなる支援策を聞いて気持ちが変わって、やっぱり自分も頑張って家を建てようとなった場合に、ぜひ適用になるように、そういう意味で柔軟に対応してほしいというのは、改めてこれ要望です。

それから、もう一つは、私もこの利子補給の点なのですが、上限250万円、このこと自体は大変大きいし、非常にいい支援策だとももちろん思っているのですが、磯鷄地区に限って言えば、みんな高齢の人なのです。もう大部分と言ってもいいかもしれません。そうしてくると、先ほど来、議論になっているその年齢が、一定の年齢になっていると銀行が果たして貸してくれるのかというのをまず考えますよね、当然、言われなくても。そういう人は、そこまでやっぱり踏み込んでまで家を建てる、ローンを組んでまで建てるというふうになかなかありません。そういう意味では、どう言ったらいいかな、今回のさらなる上乗せは、これはこれとして非常に的確な支援だというふうに、その点は本当にそう思うのですが、もうちょっと状況を見て個々の支援策をさらに上乗せするというのも検討をぜひすべきでないかというふうに思います。

そこで、関連があるので聞くのですが、新たに2月段階でこの特別交付金44億円、それが今回の提起では約43億円、28年度までです。ほぼ9割以上の執行予定になるのですが、この復興基金はこれを今回43億円を補正を組むとした場合に、残金はどのぐらい残っているものでしょうか。財政課長にお答えを。

○議長（前川昌登君） 野崎財政課長。

○財政課長（野崎仁也君） あす、補正予算、予定されておりますけれども、そこまでの数値を考慮した残ということでお話をいたします。25年度末の見込みで80億4,700万円残という見込みになっています。

○議長（前川昌登君） 野崎財政課長。

○財政課長（野崎仁也君） ただ、ここでちょっと補足説明させていただきますけれども、今の25年度末の残80億4,700万円というのは、25年これから以降の住宅再建支援分、それも含めた額ということでご理解いただければと思います。ですから、この80億円から今回約15億円くらい、この住宅再建支援に予算計上をしていくのですが、残り、先ほど57億円、総額で、ですから、それから今回の15億円を引けば42億円ぐらいがその80億円から出ていく予定になっているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） そこはわかりました。要するに、少なくない基金がまだ、まだというかその住宅を一日でも早く再建をしていくためにその金があるということなわけですから、やっぱり市長も再三強調してきたように最後の1人の被災者までが住宅再建のめどをつけるという状態が完成して、やっぱり大きい復興のあかしと言えらと思います。そういう意味では、この住まいの再建のテンポ、スピード、それを補償するその支援策

というのを引き続き、ぜひ被災者の意向を十分に把握しながら、支援策が提起されるとまた変わるのですよ、気持ちも。当然だと思います。だから、そういう意味ではぜひ念頭に置いて、担当課もやっているわけですが、総じてやっぱり高齢世帯が多いです。この人たちが今家をどうやって再建するかということでみんなどうしようかということだと思うので、この第二弾の支援策をぜひ踏まえた上で引き続き検討を加えて、よりいいものにして一日も早く復興のめどがつくようにやってもらいたいということで終わります。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○7番（茂市敏之君） この利子補給でございますが、家の対象が想定1,230戸なのですけれども、さっきからしゃべられている65歳以上になっているとお金が借りられないということなのですが、これですともう全部借りられることになるのですけれども、この1,230戸の中でお金借りられない人が出てくるんでないかなと思うのですがどうでしょうか。

○議長（前川昌登君） 中洞建築住宅課長。

○建築住宅課長（中洞 悟君） あくまでこの1,230戸というのは、福祉のほうの100万円の使途、上限を合わせているものでございます。上限として、このぐらいという今の予算的なものでございます。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○7番（茂市敏之君） 先ほど、松本議員から、お金を借りた人のほうが得するんでないかというような質問があったわけですが、この250万円を丸々再建促進事業のほうにかさ上げ追加したならば、その分今度は利息が少なくなるからいいんでないかなというような気がするのですが、これ別々に分けなければならないという理由はございますか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） 先ほど、名越副市長からもご説明申し上げましたのですけれども、そもそも防集移転事業なんかの場合は利子補給が受けられます。だけれども、この制度の場合は、利子補給を受けられない方々に対する不公平を是正するという、その趣旨があるのでこういう制度を設けました。私どもも利子補給よりも、新築・購入する際の資金を減らして差し上げるということのほうがより効果が高いというふうなことは理解はしつつも、そのバランスを考えまして、どうしてもこういうふうな立てつけにせざるを得ない。要するに、もともとあった防集移転促進事業等の利子補給の制度を適用受けられない方々の不公平感の解消というのがベースにあるということでございますので、これ2本立てにさせていただいたということでございます。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○7番（茂市敏之君） 最低限の家を建てようと思って30坪、坪30万円、約900万円ですよね。1,000万円で最低限度の家は建てることができると。借入れをしなくて済むことができるわけですよね。もっと豪華な家を建てたいと。その人は払える見込みがあって建てるのでしょうか、それはそれでお借りくださいということにして、どうなのでしょう、選択できるようにできませんか。借りる人、お金もらう人が。いや俺、利息のほうでもらいたい、いや私はもう最初から一括でもらいたい。そうすれば、その利息というのはほとんど銀行に行くわけですから、ものにならないお金というか何というか、無駄でないのでしょうけれども、そういうふうにしてならないのですよ。一括でもらったほうがいいような気がするのですけれども、どうでしょう。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） この利子補給につきましては一括補助になっておりまして、防集等の補助も全く同じ立てつけになっております。

〔発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） 一括と、それから分割での選択という意味で……。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○復興推進課長（滝澤 肇君） 先ほど来、申し上げましているとおり、こういう２本立ての制度をつくっております関係上、それをどちらかを選択することは難しいだろうというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） ほかに。加藤議員。

○２番（加藤俊郎君） 時間が押している中ですみません。時間の経過とともにいろんな支援制度をつくっていただいてありがたいなと思っているのですが、それで確認をしていきたいのですが、高台移転の場合には、基本的には土地は借地に、家を建てる時にいろんな制度でもって、家は自分で建てるというような方針でもって進めてきたはずなのです。それで、そういったことから、家を建てることについてはこのようないろんな制度で支援策を考えていただいているのですが、一方、お金を借りるといった場合に担保物件がない、そういった方に果たして銀行がお金を貸すのだろうか、あるいは高齢者、65歳以上の方は銀行でほとんどお金を貸さないと思うのですが、そういった場合の支援策として、やはり高台移転するといった場合の、土地を購入する場合にも何らかの支援策が必要なのではないかなというふうに私はずっと考えていまして、というのは、お金を借りる場合の担保物件がないのですよね。それを、どういうふうに支援していくのかというのも１つの必要な支援策ではないのかなと思うのですが、その点についてのお考えをお願いしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） 我々も、当初はその土地に購入と、それから建物の建設、購入に対しまして別々に制度設計をしたほうがいいのかというふうなことも考えたこともございましたが、何というのでしょうか、とりあえずどちらに割り振るかは別にいたしまして、できるだけ現金を補助をして差し上げるということで一括で考えていただくということがいいのではないかと。要するに、制度を複雑にするよりも、単純に、分けずに統一をした形で補助して差し上げると、こういう中でご自身の判断でその建物に行くのか、あるいは土地に行くのか、そういうことは判断をしていただくということで考えた制度がこれでございます。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○２番（加藤俊郎君） 生活の再建のための支援策というふうにずっと考えているのですが、それでずっと言われているのは、資産の形成のための補助制度はありませんよと。それで、資産の形成のための補助制度がまさに土地を買う場合の利子補給なり補助制度とかというふうに理解するのですが、それでずっとやっているのはこの生活の再建、住まいの再建のための、ずっとお手伝いする支援策の提示なのですが、復興交付税が、もし、余裕あるのならば、そういったことも多分被災した土地を購入してもらう場合に、今までの評価、売買時点で言うよりもかなり低い額での、多分購入になると思うのですが、そうするとなかなか家を建てたいとしても、これから現実を突きつけられると本当に金が資金面でどうなのだろうかと思ってくる方がかなり出てくると思うのです。そういったことから、住宅を建てるということ以外についての支援策もどうなんだろうな、考えるべきではないのかなというような感じがして、きのうの田老地区の説明会も聞いておりましたが、その点についてはもう一度お尋ねしますが、いかがなものでしょうか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） まず、最初の前段の部分で、資産の形成に対する補助はないというお話でござ

いました。まさに、これまではそのとおりでございまして、復興交付金におきましてもそういったその資産形成に資する補助はこれはできないよというふうに言われておりましたが、さりとて実際お困りの方々に対して住宅、住まいの提供をするということで公的な支援が必要ではないかということになりまして、今回こういった特別交付税でもって措置をする基金を充当してやってくださいということになったという経緯がございます。

それから、用地につきましては、例えば防集なんかでは、その土地を当然造成をして提供いたしますし、区画整理におきましても造成等の支援はございます。そういう中で、先ほど来申し上げましたとおり、私どももできるだけ手厚く住宅再建についてはお手伝いをしたいということでこういう立てつけをいたしました。統括的な補助金というふうにご理解をいただいて、その中で用地と住宅について、ご自身の判断で振り分けていただくということで対応していただければというふうに思っておりますので、その点はご理解いただきたいと思っております。

○議長（前川昌登君） 須賀原議員。

○8番（須賀原チエ子君） すみません、本当にさまざまな支援でぜひ皆さんにうちを建てていただきたいと望んでいるのですけれども、時間がないので単刀直入に伺いたいのですけれども、利子補給の件なのですけれども、お金を借りようとしたときに、保証人の問題が出てくるのではないかなと思うのですけれども、例えば、年配の方々が子供さんを保証人と言ったときに、果たして若い世代がそれができただろうかと。若い世代とかお子さんたちも、今自分たちの生活でいっぱいになったときに、じゃ保証人ができるのかというのが出てくると思うのです。いろんなところで、今保証人問題も、アパートなんかを借りるときなんか、今保証人制度みたいなのも出てきているのですけれども、市としてはその部分を考えているのかどうか、また考えていただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（前川昌登君） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷立行君） 被災者支援の部分なのですけれども、やはりその補償を行政がやる、またほかのところに委託するということは難しいと思います。やはり、それぞれのその生活の状況、今後の状況をきめ細やかに住まいの相談会等がありますので、そこで専門の方に相談していただくということを勧めていくしかないかなと思っております。

○議長（前川昌登君） ほかに。

松本議員。

○13番（松本尚美君） 実態の一例として、この融資の関係をちょっとご紹介しておきたいと思いますが、住宅ローンを抱えていて被災をして、そして同じ金融機関に新たな建築資金を申し込む場合、大体が金融機関は渋ります。その瞬間から二重ローンの問題が出てきますね。ですから、私も経験が1件あります。渋りますね。その瞬間に二重ローンですから、前の債権をどうするかということが問題になるために、金融機関は慎重になるという事例もありますから、なかなかこれは難しい課題をまとめて指摘したいと思います。

○議長（前川昌登君） ほかにないようですので、この件はこれで終わります。

皆様にお諮りいたします。

次の案件は、人事に関する案件でございますので、議員全員協議会運営要綱第3条第1項の規定により、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 異議なしと認めます。

よって、協議事項の2については非公開とすることに決定しました。

よって、それでは説明員の入れかえを行います。

なお、傍聴の皆様には申しわけございませんが、退席をお願いいたします。

○

説明事項（２） 固定資産評価員の選任について

○議長（前川昌登君） それでは、次に説明事項の（２）固定資産評価員の選任についてを説明願います。

山口副市長。

○副市長（山口公正君） 私からご説明をさせていただきます。

宮古市固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて、ご報告とご説明を申し上げます。

固定資産評価員は、地方税法第404条第2項の規定に基づき議会の同意を得た上で市長が選任するものであり、これまで宮古市におきましては税務課長の職にある者を議会の同意を得て、固定資産評価員に選任しております。本来であれば、昨年の平成24年4月1日付の職員の定期人事異動において新たに高尾淳を税務課長に任命いたしましたことから、同人を固定資産評価員に選任するために、平成24年6月市議会定例会において議会のご同意を得た上で評価員に選任する必要がございましたが、私どもの不手際によりこの一連の手続を行っておりませんでした。このような事態が生じたことはまことに遺憾であり、心からおわび申し上げる次第でございます。大変申しわけございませんでした。

今回の件につきましては、本来、4月1日付の定期人事異動に伴う辞令内容の確認作業の際に、昨年度において固定資産評価員の選任行為がなされていなかったことが判明したものでございます。このような経緯から、あすの4月市議会臨時会において固定資産評価員について議会のご同意を頂戴いたしたくお願い申し上げます。

資料の1ページをごらん願います。

今回、宮古市固定資産評価員として同意を求める者は、税務課長の高尾淳でございます。住所は、宮古市八木沢1丁目4番11号、生年月日は昭和33年8月17日でございます。なお、参考といたしまして、2ページに略歴と地方税法の抜粋を添付してございますので、ご参照をお願いいたします。

いずれにいたしましても、今回の失態につきましては重ねておわび申し上げますとともに、今後、担当部長に対し強く指示してまいります。大変申しわけございませんでした。

以上、ご報告とご説明とさせていただきます。何分よろしくお願い申し上げます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について、何かご質問がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） ないようですので、この件についてはこれで終わりたいと思います。

なお、この件については、本会議では質疑、討論を省略し採決したいと思います。

説明員は退席願います。

○

協議事項（１） 第6回議会報告会について（開催日程、役割分担、会場抽選など）

○議長（前川昌登君） それでは、次に協議事項の（１）第6回議会報告会についてを事務局より説明させます。

○事務局主任（菊地政幸君） それでは、第6回の議会報告会についてということで説明させていただきます。

資料の、議会報告会の基本的な考え方というのをごらんいただきたいと思います。

議会報告会につきましては、今回で第6回目ということになります。この基本的な考え方については、前回、昨年11月に開催したものと大きな変更はございませんので、こちらの詳しい説明については省略をさせていただきます。

1ページの、1の根拠から4のあり方についてまでは前回までと同じということになります。

次に、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こちらについては、6の市民への配布資料ということですが、議会だよりの3月議会号が先日できましたので、そちらのほうをまず資料にすると。あと、その他の資料ということで、これは会派での検討結果を踏まえた議員定数と選挙公営の導入の関係の検討結果の報告というものを配布する予定になっております。資料につきましては、この後の、大体の案というのはできてはおりますけれども、議会運営委員会のほうで調整をしまして、次に、次回の全体の打ち合わせ会を予定しておりますので、それまでにお示ししたいというふうに考えてございます。

次に、8の報告会終了後の処理という部分ですが、こちらの報告書については提出期限を6月21日金曜日ということにしたいと思っております。

次に、3ページと4ページにつきましては、先ほどの報告書の様式ということで、こちらについても変更はございません。

次に、5ページの班の編成表ですが、この資料のほうちょっと空欄になってございますが、先ほどお配りいたしました1枚ものの資料です、こちらの資料を先ほど9時から議会運営委員会を開催いたしまして、その際に抽せんをさせていただきます。抽せんの方法につきましては、前回までと同様となりますけれども、各常任委員会の委員長と議連の委員長をそれぞれ最初から5班に分けるように入っていただくということで、そのほかの議員の皆様につきましては、各全ての常任委員会の委員がそれぞれの班に所属するように、事前に委員会ごとに振り分けてその上で抽せんをしたということで、別物の編成表をごらんいただければ自分何番かということがわかりいただけたと思います。よろしくお願いいたします。

次に、資料の6ページにつきましては、役割分担表ということで、こちらにつきましてはこの説明の後、各班で一旦集まっていたきまして、こちらの代表者、報告者、記録者とお決めいただきたいというふうに思います。

次に、7ページと8ページにつきましては、日程表ということになってございます。

8ページのほうをごらんいただきたいと思います。

この日程につきましては、今回の日程は若干、前回までと比べて変則的な日程になってございます。いろいろ会場を予約する際に、日程があいていないというような部分もございまして、前回までであれば5会場を実施を2日間と、2会場の実施を1日間ということで3日間開催してございましたが、今回の日程につきましては、5月31日の金曜日、こちら側の6月定例会の最終日になる予定でございます。5月31日の金曜日が市役所を含めて3会場です。6月3日の月曜日が磯鶏公民館を含め5会場と。6月4日の火曜日が山口公民館を含めて4会場ということでの日程になってございます。使用する会場、場所につきましては、前回、昨年11月開催の会場と変更はございません。全て日程は確保してございます。

そこで、この会場の抽せん方法なのですが、日程が変則的になった関係で、こちら9ページのほうごらんいただきたいと思いますが、まず、最初に抽せんをするのが6月3日の5会場分になります。5会場分の

抽せんを行います。次に、6月4日の4会場分と、5月31日の花輪地区の分、こちらを5班で抽せんをいたします。最後に、5月31日の市役所分と鉾ヶ崎地区の分、こちらを抽せんいたしますけれども、この際には花輪地区の担当になった班を除く4班で抽せんするということで行いたいと思います。これによりまして、5月31日と6月3日を担当する班が、この2日間を担当する班が1班と。6月3日と4日の2日間を担当する班が2班。あとは全日程3日間を担当する班が2班できるという形になります。

最後の10ページ、11ページは会場の連絡票となります。こちらにつきましては、最後の、最終的な打ち合わせのほうで説明をしたいと思いますので、お目通しをいただきたいと思います。また資料にはございませんけれども、今後のスケジュールですけれども、6月定例会、5月22日に開会、31日閉会の予定ですが、この前後会期中になるか、ちょっと日程を調整しまして、最終的な打ち合わせを行いたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前川昌登君） 事務局からの説明が終わりました。

既にもう各班の編成ができているようでございますので、役割分担をこれから決めていただきたいと思います。各班でそれぞれ協議をお願いいたします。そして、決まりましたら事務局に報告願います。

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） 決定したようですので、事務局から報告いたします。

○事務局主任（菊地政幸君） それでは、8ページのほうをごらんいただきたいと思います。

5月31日から行きます。1番市役所が3班、2番の鉾ヶ崎地区が1班、3番の花輪が2班ということになります。6月3日の分になります。4番の磯鶏が4班、5番の津軽石が2班、6番重茂が3班、7番崎山が1班、8番田老が5班ということです。

次、6月4日、9番山口が4班、10番千徳が3班、11番新里が1班、12番川井が5班ということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 以上ですので、よろしくお願いいたします。

協議事項（２） 政務活動費の使途基準について

○議長（前川昌登君） 次に、協議事項の（２）政務活動費の使途基準について、事務局より説明願います。

菊地君、どうぞ。

○事務局主任（菊地政幸君） それでは、政務活動費の使途基準について説明させていただきます。

別冊の資料で、政務活動費使途基準の申し合わせ事項（案）ということでお配りしております。こちらにつきましては、4月3日の議会運営委員会のほうで内容を確認させていただいたものでございます。ご承知のとおり、3月定例会において政務調査費を政務活動費に変更すると、自治法の改正に基づいてということで、3月1日から政務活動費ということで行っております。その詳しいやつです、使途基準について後ほど議運でということでしたので、そちらがまとまりましたので、きょう報告させていただきまして決定、確認していただければと思います。

まず、最初の基本的事項でございますけれども、こちらにつきましては、ポツの2つ目になりますけれども、活動が調査研究その他の活動ということで条例と同様に変更しております。次ですけれども、今回の改正によりまして、要請とか要望活動が政務活動費で使用できるということになった関係で、先進地調査兼要請・要望

活動という部分を加えてございます。

次に、研究研修費ですけれども、こちらにつきましては、若干の例示のほうの表現を全てこちら統一する形で変更してございますので、今までと大きく変更した点はございません。ただ、書き方を変えただけということになります。こちらの研究研修費の部分で、具体例ということで講演会、意見交換会等の開催経費が具体的な例示ということになります。次の、研究会、研修会に要する経費——他の団体が開催するという部分であれば、講座とか研修会、セミナー等への参加経費という部分が該当になるということになります。

次の、調査旅費ですけれども、先ほど説明しましたこちらの、今までどおりの先進地の行政視察で、要請・要望活動につきましては、こちらの調査旅費のほうで支給するという形にしたいというふうに思います。

次の、資料作成費ですけれども、当然要請とか陳情活動、要望活動するには、それなりの資料をつくらなければならないということでございますので、こちらの活動するための資料代というのは、こちらの資料作成費で取り扱うということにしたいと思います。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。資料購入費ですけれども、こちらのほうですが、対象外経費に、今までもそういう扱いにしてきましたけれども、ここは明文化したという部分が下のほうの業界紙の取り扱いです。業界紙については、議員の職業に関連するものは対象外です。これは、凡例で出ておりますので、今までも現にこういう扱いにはしておりますので、これをあえて入れたということでございます。対象になる具体例というのが、新聞代、追録代、議会関係の情報誌等という部分でございます。

次の広報費についても、今までどおり後援会報等は対象外にするという部分となっております。

次の3ページの旅費の考え方については変更はございません。政務調査費が政務活動費になったという部分でございますので、このような運用で政務活動費を使用していただけるという部分でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

田中議員。

○11番（田中 尚君） 政務活動費の使途基準についての明確化ということでご説明をいただいたわけですが、ちょっと私にとりましては非常に苦い思い出が過去にございまして、これはほかの議員、例えばうちの県会議員もそうなのですが、地元の場合ですと伊藤勢至議員もそうなのですが、政務調査費で個人としての議員の議会報告が自由にやられているということだったのですが、実はこれにいちやもんがついたのが当初の段階でございまして、そのいちやもんの理由は、これは政治活動に当たるんだという評価で、しかもそのときは後援会報と一緒に同列に論じられまして、私たちは非常に、当時の議員の議会の低さに唖然としたわけですが、今回改めて、議員にとって最も初歩的な報告活動、これは議会報で済ませるという方法もあると思うのですが、個々の議員が議会報告ということの場合、その議員としての調査研究、これは広報費の部分でとても焦ったことやりよるような予算ではないので、ほとんど議論して意味がないということにはなるのですが、これはどのように理解をしたらいいのでしょうか、今日では。

といいますのは、この基本的事項の部分の中に、議員としての調査研究その他の活動に要する経費だと、政治活動に類する経費は対象外ということなのですが、私の場合には日本共産党の議員であり、なおかつ地方議員だという立場で活動しております。そこに、あえて政治活動はだめだということの線引きの基準をどのように考えたらいいのかという疑問を常に持ってまいりました。そこはどうでしょう、改めてこうやって強調しておりますけれども、具体例とすればどういふものが政務活動費の対象外になりますか。例えば、要望・要請活

動、これは政治活動になるのですか。共産党としての国会議員団に対する地方課題の要望・要請、それは政治活動だからだめだという議論も過去の議論からいけば出てきますよ。その辺はどういうふうに交通整理がついているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 今、田中議員のご指摘の分、ざっくりばらんに言えばついていません。どこまでどう線引きしていくかというのは、なかなか悩ましいところです。ですから、今回その他の活動という部分で国から示された例です、例をもとに入れているだけであって、あとは自主的な判断になるしかないのかなというふうに思います。これは、政務調査費のときもそうだったのですが、活動費は基本的には同じなのですけれども、この使い道は限りなく納税者、有権者、市民、そういった住民の方々の理解が得られるような内容にし、やはりルールなりある程度基準になるものを決めて、そして運用していくということが望ましいということでつくってきています。ですから、県議会の判断と市議会の判断、それぞれこの議会の判断で違う部分があるというのも事実だと思います。みんな一緒にでなければならないということでも当然ありません。

それと、何回も言うのですが、基本的にはこれは一議員がこの政務活動費を使って活動するわけでありますから、基本的には個人個人の判断ということにしか言いようがなくなります。ですから、田中議員がどうしてもその自分の判断、この要綱を見て、そして自分の判断として一議員の判断として使ったものについて報告書を提出する、精算書を提出するということであれば、これは基本的には拒むものはないと。あとは、それぞれの個々が最終的には情報公開に耐えて説明がつけば、それはそれでやむなしということですので。これ、憲法でもないですし、その法律でもないですから、その辺は田中議員に大上段に構えられると金科玉条のものはありませんとしか言いようがありませんので、理解をしてください。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） 議運の委員長から大上段に物を言われたような受けとめ方をされて、ちょっと私の悪い癖なのですが、そういうふうに聞こえたとすれば大変反省をしています。

そうではなくて、私は、その地方議員は、職業とすれば政治家なのです。ですから、議員活動と政治活動をあえて問題にするところは何なんだというふうな質問にもなろうかと思います。したがって、私は過去にそういうことがあったと、過去のそういう当時の議運の判断を含めて、それをいわば合理化するためにあえて政治活動云々かんぬん残すのであれば、それはやっぱりこそくな手段ではないですかということを言いたくて質問しているわけでありまして、冒頭、先ほどの議運の委員長の回答は、それは個々の議員の判断なんだと、基準はないんだというふうな話になりますと、この基準の申し合わせ事項確認すること自体が非常にナンセンスな議論になってきますので、私はそうじゃなくて、やはりここは我々の職業を考えたらば、それは党公認で出ている方もおりますし、さまざまな理由から実際はその党の公認で出てもいいんだけど、無所属で出ている方もいる、それらを一個人という形の中でやっぱり合理化する、物差しではかるということは、ほとんど意味がないのだということをしっかり議運のほうで、我々議会の総意として結論を出す、そういう時期なのかなと思ひまして私は発言をしているわけであります。

ですから、改めてここに政治活動に類する経費は対象外だということが強調されますと、じゃ具体的にここは何なんだ、いや聞かれてまいりませんよというのはちょっといかがなものかなという感じがしますので、そこはもしあるのであれば、政治活動の場合にはこういう場合には該当しませんよというふうに明確化すべきだと思います、私は。どうでしょうか。

○議長（前川昌登君） 松本議運委員長。

○13番（松本尚美君） ですから、前にもこれ議論していますが、党名が入るとどうしてもそれは政治活動の範疇に理解をせざるを得ないというのが、全てとは言いませんが多数の意見でした。ですから、国においてもその政治活動等では、何といたしますか、政務活動費ですか、その使途の中に明確な基準を示していません。ですから、何回も言うようですが、広報費については限りなく不透明といたしますか、基準がない状態、田中議員の筋ではそういったことにならざるを得ない、そう答えるしかないという現実です。早く結論を出してというのもそのとおりわかります。わかりますけれども、今この政治活動と議員活動の部分を議論しているとどうしてもまた水かけ論というか同じ議論、平行線のまま推移するしかないのかなというふうに思われます。

ですから、最終的には、要綱は必要がないというのだと言われると、このことをもって全て否定はされても困るので、これについては前期は凍結といたしますか、この費目では支出はしないようにという申し合わせ、意見はしていません、何とかしなかったと思いますけれども、そういったことをさせていただいていましたので、今回融かすにはどう、本当に明確にこれあれ、具体的にこれはいい、これは悪いということが示されていないことは事実です。ですから、田中議員含めてこの費目でもってその政務活動費を精算するなり利用するなりということであれば、最終的判断がそうであれば、全体としてはとれることはできないだろうというのが正直なところです。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） 時間もあれですが、議運の委員長の冒頭の結論であり答えが出ておりますけれども、私はそれにとどまらず、やっぱりすっきりさせたほうがいいんじゃないの、過ちを改むるにはばかるなかれという言葉がありますので、私はそのことを申し上げて終わります。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） 私も議運のメンバーですので一言。

これは、議運で私も再三問題を提起して、是正すべきところは是正すべきだというふうに主張してきました。端的に言いますと、過去に宮古民報という我々が23年間毎週発行している新聞のタイトルで、議会報告をしようとしたときに、そのチラシの中に日本共産党という文言が入っていたことも含めて、それが適切ではないと、政務調査費の対象外というふうになったことがあるので、そのことを例にして私も意見を言いました。どういう意見かといいますと、党公認を名乗って有権者の審判を受けているということを隠したりすることのほうが問題だという意味で、その政党名を掲げること、そういう議会報告の広報紙の中に入れること自体が問題だというのは全くナンセンスだと。それは是正すべきだという点については、今、松本委員長は大方の意見はと言いましたがそうではなくて、それはそれとしてやっぱり見直すべき問題を抱えているというふうに議運では総意としてなったというふうに私は理解しております。

ただ、そういう議決をしたとかということではありませんが、これは各議運のメンバーの人はわかっていると思いますが、絶対だからだめだということではなかったのだという発言もあったと思いますが、その点が1つ。それからもう一つは、議員は地方議員であれ国会議員であれ政治家なわけですから、やることなすことある意味で公的な議員としての活動は政治活動でもあるわけですよ。ただし、その政務調査費の支給対象が宮古の場合は会派にというんじゃないくて、個々の議員に対する支給というふうになっているという現実も踏まえて、そこは、何といたしますか、それにのっとってやっていくというのは当然なわけですが、先ほど言った点は、2回の議運で私もこれは繰り返し主張して、どっちみち過去の広報紙に政党名を書いて出したのが認められなか

ったという経過については、事実上それは見直しをするという意味合いで議運では議論になったというふうに理解していますが、そうでないというのであれば意見を聞きたいと思いますが、私はそういうふうに理解しております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） 発言するつもりはなかったのですが、落合さんの発言が誤りがありますので、あえて発言いたします。宮古民報で出したわけではありません。宮古民報で出すのであれば、これは明らかに政治活動であります。通常、我々がやっているやつですから、それに政務調査費を使うというのは、私はこれは不適切だと判断はつきます。議会報告という形で出したチラシが共産党というその政党名が入ったがために、これは政治活動だという経過ですので、そこは落合議員の記憶がちょっと間違っておりますので、決して宮古民報ではありません。

以上、訂正しておきます。

○議長（前川昌登君） この件については、これくらいでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 内容によって、またいろいろ変わると思います。

ほかになれば、この件はこれで終わります。

○

協議事項（３） その他

○議長（前川昌登君） 次に、その他ですが、事務局から連絡があります。

中村事務局長。

○事務局長（中村俊政君） お時間内で手短にお話をいたします。

実は、資料はございません。4月22日に、議員の皆様のところへファクスをさせていただきました。国際リニアコライダー講演会へのご参加のお願いの件でございます。こちらのほうにつきましては、いずれ4月12日に開催された岩手県市議会議長会、それから東北市議会議長会のほうでも採択をされた、いわゆるその国際リニアコライダーの岩手への誘致ということで、市町村の、要するにオール岩手といいますか、奥州とかそういった関係のところではなくて、岩手県市議会全体、そしてさらには岩手県の市町村の議員さんも全て巻き込んでという表現はちょっとおかしいですが、全て、いずれこの誘致に全力を挙げようという趣旨で、そういった意気込みを示そうということでのこの講演会のご案内が来たので、皆様のほうにお届けをした次第でございます。ですので、もしご都合がつくのであれば、報告はいただいている方もございますが、いずれきょうが最終期限でございますので、ご都合のつく範囲でできればご参加をお願いしたいということでございます。もし、報告がまだの方はきょうじゅうでございますので、お帰りにでもご報告をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） これで説明を終わります。

そのほか、皆さんから何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○

閉 会

○議長（前川昌登君） ないようですので、これで議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時46分 閉会

○

宮古市議会議長 前 川 昌 登